

■定期報告の提出時期（改正後:H28.6.1～）

【別紙2】

【報告頻度】

- ・建築物は、3年に1回の報告（6月1日～10月31日の間）
- ・防火設備（※1）は、毎年1回の報告（6月1日～10月31日の間）
ただし、経過措置として、初回報告はH30.10.31までに1回とする。

凡例

直後の時期（報告免除）	—
報告時期（改正後の初回）	★
報告時期（2回目以降）	●

①改正前に検査済証を交付

- ・改正前（～H28.5.31）から報告対象で、改正後（H28.6.1～）も引き続き報告対象
- ・改正後（H28.6.1～）から新たに報告対象

	定期報告対象 別紙1のグループ	H28		H29	H30	H31	～	R4	R5	R6
		～5.31	6.1～							
建築物	A：集会場など	検査済証交付				★		●		
	B：ホテルなど				★		●			
	C：病院など		★					●		
	D：体育館など				★		●			
	E：百貨店など				★					●
防火設備	①A～Eに設置 ②A～E以外の200㎡以上の病院、就寝用途の児童福祉施設等 ※2		★		●		●	●	●	
	小荷物専用昇降機（フロアタイプ）		★		●		●	●	●	

②改正後で経過措置期間中に検査済証を交付

	定期報告対象 別紙1のグループ	H28		H29		H30	H31	～	R4	R5	R6
		～5.31	6.1～	～5.31	6.1～						
建築物	A：集会場など	検査済証交付					—		●		
	B：ホテルなど						—	●			
	C：病院など				—				●		
	D：体育館など						—		●		
	E：百貨店など						—				●
防火設備	①A～Eに設置 ②A～E以外の200㎡以上の病院、就寝用途の児童福祉施設等 ※2			★		●		●	●	●	
	小荷物専用昇降機（フロアタイプ）			★		●		●	●	●	

③改正後で経過措置終了後に検査済証を交付

	定期報告対象 別紙1のグループ	H28		H29		H30	H31	～	R4	R5	R6
		～5.31	6.1～	～5.31	6.1～						
建築物	A：集会場など	検査済証交付					—		●		
	B：ホテルなど						—	●			
	C：病院など								●		
	D：体育館など						—		●		
	E：百貨店など						—				●
防火設備	①A～Eに設置 ②A～E以外の200㎡以上の病院、就寝用途の児童福祉施設等 ※2					—	★		●	●	●
	小荷物専用昇降機（フロアタイプ）					—	★		●	●	●

- ※1 防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーに限る。
- ※2 定期報告対象【別紙1】の防火設備欄の対象②に該当する建築物

○昇降機（エレベーター・エスカレーター）、準用工作物（観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設）について
・改正前と同様、改正後も引き続き毎年報告が必要です。（検査済証の交付をうけた、その直後の報告年度は免除）